第２号様式

第　　期	〔　年　月　日から 　年　月　日まで〕	損益計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

(1)　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2)　収益を理解するための基礎となる情報

(3)　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

９～11　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（以下「新省令」という。）別表第一第1号様式記載上の注意1(2)⑩及び(5)並びに同表第2号様式記載上の注意8の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る書類については、新省令別表第一第1号様式記載上の注意1(2)⑩及び(5)並びに同表第2号様式記載上の注意8の規定を適用することができる。

２　新省令別表第一第1号様式記載上の注意1(3)の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令（令和二年財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

表改正前欄及び改正後欄中別表第一第1号様式記載上の注意1中「(8)」を「(9)」に、「(9)」を「(10)」に、「(10)～(22)」を「(11)～(23)」に、「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(25)」に改める。

○厚生労働省令第六十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項並びに第十条第三項、第十六条の二第一項第七号及び第十六条の三第一項第八号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第六条　（略）	**第六条**　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　第九条の十九第一項第一号に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書	九　第九条の十九第一項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書